主文

原判決中

被告人A及び同Bに関する有罪部分ならびに

右各被告人に関する無罪部分のうち、被告人Aに対する昭和三六年一月 三一日付起訴状記載の公訴事実第一の(一)の(1)、(2)の被告人Bから (イ)昭和三五年一〇月上旬現金一〇万円(ロ)同年同月二七日頃現金一〇万円を それぞれ供与を受けた事実ならびに被告人Bに対する昭和三六年一月三一日付起訴 状記載の公訴事実第一の(四)、(五)の被告人Aに対し(イ)昭和三五年一〇月 上旬現金一〇万円、(ロ)同年同月二七日頃現金一〇万円をそれぞれ供与した事実 に関する部分

をそれぞれ破棄する。 被告人Aを懲役六月、被告人Bを懲役八月に処する。 但し本裁判確定の日からいずれも二年間右各刑の執行を猶予する。 被告人Aより金三五万円を追徴する。

原審における訴訟費用中証人Cに支給した分の全部及び証人Dに支給した分(但し昭和三九年三月一九日支給の分)の二分の一を被告人Bの負担とする。 検察官のその余の無罪の部分に関する本件控訴ならびに被告人E、同Fの本件各控訴はいずれもこれを棄却する。

理由

本件各控訴の趣意は、被告人Aの弁護人林三夫、同中井一夫、同奥村孝、同井嶋盤根共同作成の控訴趣意書、被告人E、同Fの各弁護人林三夫、同中井一夫、同奥村孝共同作成の各控訴趣首書ならびに神戸地方検察庁検察官土井義明作成の控訴趣意書にそれぞれ記載のとおりであり、検察官の控訴趣意に対する答弁は、被告人Aの弁護人中井一夫、同井嶋盤根、同奥村孝、同林三夫共同作成の答弁書及び被告人B作成の答弁書にそれぞれ記載のとおりであるから、これらを引用する。

二、検察官の控訴趣意第一について

所論は、要するに、原判決は、被告人B及び同Aに対する各公訴事実中(一)昭和三五年一〇月上旬頃及び(二)同年同月二七日頃、右被告人らの間に授受された各現金一〇万円はその授受が候補者Hの立候補届出前でかつ政党員である民社党結党をの間において行なわれたものであるほか、その所属政党である民社党結党にいた。その下部の組織化が十分できていない段階に総選挙が行なわれたため、わゆる「政治活動」と「所属の候補者の当選を目的」とする「選挙運動」が並行は、われると行なわれなければならない背景的特殊事情のあったことを理由に右金員と記述と行なわれなければならない背景的特殊事情のあったことを理由に右金員社に、おり、被告人らび、表記を活動に関する自供は、被告人Bは当時胃潰瘍で弱つており、被告人Aもその病状を心配

していたもので、そのため相当の社会的地位にある被告人らが拘束を免れたいために捜査官に迎合して供述しないとは限らないと考えられる反面、被告人らの公判廷における供述は必ずしも虚偽とは考えられず、右の自供だけでは有罪を確信するに至らないとしていずれも無罪の言渡しをしたけれども、右は政治活動と選挙運動との区別の基準を誤り、かつ、証拠の取捨選択を誤つた結果事実を誤認したものであるというのである。

よつて調査するに、原判決は、被告人B及び同Aに対する本件各公訴事実中、検察官所論の金員を含めて、右両被告人の間に四回にわたり授受された現金合計四〇万円が「選挙運動」に関するものであるか、あるいは「政治活動」に関するものであるかを判断するに当つて、両者の性質ないし区別の基準について詳細に論じ、事実認定にあたつての基本的見解を示したのち、結局検察官所論のような理由により、候補者Hの立候補届出前に授受されたとされる(一)昭和三五年一〇月上旬頃(二)同年同月二七日頃の各一〇万円については、その授受の日時について明確な(二)同年同月二七日頃の各一〇万円については、その授受の日時について明確な(三)同年一一月二日頃及び(四)同年同月中旬頃の各一〇万円についてのみ有罪の言渡をしているのである。

(一) 政治活動と選挙運動との関係について

〈要旨〉思うに公職選挙法ニニー条一項一号あるいは四号のいわゆる買収罪は、 定の選挙につき、特定の候補者の〈/要旨〉当選を得、若しくは得しめ、又は得しめ ない目的をもつて、選挙人又は選挙運動者に金銭、物品その他の財産上の利益を供 与し、その情を知つて供与を受けることによつて成立するものであるから、もし授 受された金銭等が選挙運動に関するものではなく、純然たる政治活動に関するものであるときは右の罪は成立しないことはいうまでもないところである。ところで選 挙運動あるいは政治活動という用語は一般にも広く用いられており、かつ公職選挙 法においても各所で用いられている法律用語(ことに同法一二九条以下、及び二〇 -条の五以下)であるが同法にはこれらに関する定義規定はない。しかし、 政治活動とは、抽象的には、政治上の主義、施策を推進し、支持し、もしくはこれ に反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持もしくはこれに反対することを目的として行なう直接、間接の一切の行為を指し、広く特定候補者の推薦、支持等選挙運動にわたる活動をも含んでいるものであるが公職選挙法二〇一条の五以下にいうと ころの政治活動には右の選挙運動にわたる行為は含まないものと解せられ、また選 挙運動とは、特定の選挙の施行が予測され、あるいは確定的となつた場合、特定の 人がその選挙に立候補することが確定しているときは固より、その立候補を予測せ られるときにおいても、その選挙につき、その人に当選を得しめるため、投票を 得、若しくは得しめる目的をもつて、直接又は間接に行なう必要かつ、有利な一切の行為をいうものとされているのであるが、議院内閣制を採用している現行憲法は、当然政党政治を予想しているものであり、政党は、共通の政治的意見を持つ者が結合した永続的団体であつて、政治権力を獲得することによつて、その政見や政策を実現しようとするものであるから、選挙により多数議員を獲得することを第一 目標とし、そのため選挙に際しては、政治活動を展開して所属候補者のため選挙運 動をすることは政党活動の基底というべく、したがつて、選挙運動期間中であつて これらの活動を可能な限り認める法制がとられているのである。このため政治 活動と選挙運動とは究極において、候補者の当選を目的とするものであることにお いては異なるところはないから、元来両者の限界を明確に区別することは困難であ る。ことに政党が新たに結成された直後、未だその下部組織が確立されていない段 階で総選挙が行なわれる場合には右の区別は一層不明確となることは原判決の説示 するとおりである。そして、原審証人H、同Ⅰ、同Jらも異口同音に「組織をつく らなければ選挙をやつても何もならない」とか「組織づくりということが選挙に強 くなるという前提になる」とかあるいは「政党の組織活動というのは日常の活動を 通じて次の選挙に勝利をおさめるということに結びつけている」旨証言するところ であつて、その限りにおいては右各証言は正しいものといえるであろう。しかし これを判断する基準として金銭の授受の行なわれた時期の考慮せらるべきはもちろんであるけれども、これとその行為者の如何が最も重要であるとして(所属候補者 の) 立候補届出後の選挙運動の許される段階で行なわれる金銭の授受については特 別の事情のない限り、選挙運動に関するものと認め得るものであり、また右届出前 であつても、それに近接してなされる本来の政党員でない者の間におけるものは候 補者に当選を得しめる目的のもとに行なわれる選挙運動とみるべきものとする原判 決の見解は、にわかに賛成することはできない。元来、公職選挙法一二九条におい

- (二) 被告人Bと同Aとの間に金銭が授受された時期及びその趣旨について (1) 被告人Bと同Aとの間において、現金一〇万円ずつ四回合計四〇万円が 授受されたことについては、各被告人ともこれを認めて争わないところであるが、 原判決は前記見解のもとに本件選挙の告示ならびに立候補届出(いずれも昭和三五 年一〇月三〇日(以下単に告示と略称する)以後である昭和三五年一一月二日頃と 同月中旬の各一〇万円についてはこれを選挙運動に関するものとしてそれぞれ有罪 の言渡しをしているけれども、告示以前のものとされている分については、さきに もふれたとおりその授受の日の判断を示さない仮無罪の言渡しをしているのであ る。

八、九月頃のはじめ頃の四回であるというものであつて、いずれも極めてあいまいであるのみならずその根拠に乏しく、前掲各証拠と比べてみて、たやすく信用することができないし、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。してみると、原判決も選挙告示前に授受された分については無罪とし、右告示後に授受された分について有罪の言渡しをしているのは右金員の授受の日に関する被告人らの公判廷における弁解を信用しなかつたものと考えられこの点に関する限り、原判決の判断は正当といわなければならない。

次に右各金員の趣旨につき考えてみるに、記録を精査し、関係証拠こと (3) に被告人Bの検察官に対する昭和三五年一二月一二日付及び一三日付各供述調書、 司法警察員に対する同月一〇日付供述調書被告人Aの検察官に対する同年一二 二九日付、三〇日付、各供述調書のほか右金員が告示に近接し、あるいは 告示後間もなく、しかも、短期間に相次いで授受されている事実を考え合せると 右各金員は告示前の二〇万円を含めてすべてHに当選を得しめる目的をもつて農村 地区である西神戸方面における投票取纏めのための選挙運動の費用または資金とす る趣旨で授受されたものであることが認められる。すなわち、民主社会党(以下単に民社党と称する)は社会党から分裂して昭和三五年一月二四日結成されたもので あるが、被告人日は右分裂以前から社会党兵庫県支部連合会の役員を勤めており また民社党の結成に当つては右社会党の県支部を脱党のうえ、民社党兵庫県支部連 合会(以下党県連と称する)の結成をはじめ同県下における同党の下部組織の確立 とその党勢拡張に尽力し、かつ、同年六月五日党県連が結成されたのちは健康上の 理由から書記長に就任することを辞したものの総務部長となり、事実上同県連の党 務を総括し、また、それ以前の数次の衆議院議員総選挙の際には、兵庫県第一区よ り立候補した社会党のHらの出納責任者、選挙事務長等を担当して選挙に関する知識、経験も極めて豊富であり、民社党結成当初よりすでに年内に衆議院解散、総選 挙の行なわれることは予想されていたところであつたばかりかその際には兵庫県第 一区よりは同党より右Hが立候補することは既定の事実とされ、そのため同人より 従前どおり出納責任者となることを強く要望されたけれども、後記のとおり選挙情 勢を分析した結果選挙戦術について自ら含むところもあり、旁々健康上の理由もあって、これを断る一方、事実上の総括者として行動することの同人の諒解を得たこと、そして同人の立候補が確定し、かつ、党神戸支部協議会にHのための選挙対策 委員会が設置されるに伴い、自らがその委員長となり、他の委員とともに、同人の ための選挙用の看板、ポスター等の注文、演説会場の予約、応援弁士の詮衡等事前 準備を行なう一方選挙直前まで選挙区内である神戸市内の選挙人に対して働きかけ るため、Hの出席を求めて、時局懇談会を市内各所で約六〇回開催したほか、各種 労働団体にも働きかけてHの支持、推薦を依頼する等の運動を活溌に行ない、Hを 通じて党本部より配布される資金の出納、管理にも当り、同人の立候補準備、選挙 運動を通じ事実上の総括者として活躍していたこと、ところで民社党は社会党から 分裂したものでもともと組織政党であり、その限りにおいて、労働団体等組織に働 きかけることの重要であることはいうまでもないところであるが、被告人日は、H より出納責任者となることを求められた当時より新政党としての民社党に対する支 持層の分布や、前回の総選挙におけるHの得票数等の点から選挙情勢を分析した結 苦戦は予想されていたところとはいえ、同人を当選させるためには従来から保 守党の地盤といわれた、いわゆる新市域の垂水、兵庫両区の農村地域に対する運動 を強化して、当落の鍵を握るといわれる得票を同地域で獲得するほかなく、そのた。 で強化して、当落の鍵を握るといわれる得票を同地域で獲得するほかなく、そのた めには、いわゆる買収による以外には方法がないとの考えを抱くに至ったこと、 こで被告人Bは、当時右地域のうち垂水区の農村方面については同地域を地盤とし 、過去四期連続して兵庫県議会議員に当選の実績を有し、かつ、党県連農漁村対 策部長の地位にあつた被告人Aを通じまた兵庫区については原審相被告人Kを通じ 右各方面におけるHの地盤固めのための買収を計画し、これに基づいて被告人Aに は予てからこのことを依頼するとともに同地域で前記情勢判断による当落の鍵を握ると思われる得票として少くとも二、〇〇〇票を要望し、被告人Aもこれを承諾したものの被告人Bに対して屡々「農村では金がかかるので難しい」旨話していたこ と、このように選挙戦術として、新市域における農村地区に対するHの勢力浸透に 全力を傾注する方針をとつたところから、その趣旨で(1)昭和三五年一〇月はじ め頃県連事務所で一万円札一〇枚を封筒に入れた一〇万円を、 (2)同年同月二七 日頃党県連事務所の裏にあるM株式会社の二階の事務所の前廊下の人影のないとこ ろで前同様の現金一〇万円を渡したほか原判示第四の(二)の( 1 ) ( 4 )及び同 第一の(三)の(1)(2)のとおり、(3)選挙告示後の同年一一月二日頃右M

株式会社前路上で同様一〇万円を(4)同年同月中旬前記党県連事務所のHの選挙 事務所で同様一〇万円をそれぞれ渡し、被告人Aも右趣旨を知りながらこれらを受 取つたこと、右金員の授受に当つては、被告人Bからは後日精算すべき要請は全く なく、被告人Aの自由処分に一任し、いわゆる渡し切りの金として授受されてお り、現に同被告人も後に判断するとおり、その一部を被告人E、同Fらに供与したほか、その大部分を自己の用途に使用し、しかもその精算の報告も全くなされていないこと、一方、前記Kにも、原判示第四の(一)及び第五の(一)のとおり被告人Aに対すると同趣旨で現金五万円を供与したこと等の事実が認められるのである。そして右の各事実、ことに、右各金員は被告人Bが本件選挙についての選挙情勢を分析した結果Hの当選をはかる目的意思のもとに授受されるに至つたもので、 それがいずれも告示の日を中心に、これに接して、しかも相次で被供与者の自由処 分に一任したうえ授受され、その金員の性格に異なるところはないと考えられるほ か、その使途もいわゆる政治活動とは無関係であること等に徴すると、被告人Bが 前認定のように党県連結成前後を通じその結成及び結成後もその中心幹部として兵庫県下ことに神戸市における党下部組織の確立とその党勢拡充等いわゆる政治活動に尽力していたこと、被告人Aが県連結成に当つてはその準備委員に名を連ね、結 成後に農漁村対策部長となり、形式的ながら県連西神戸支部結成のため多少の尽力 をしたこと、右各金員が右のように党県連の総務部長と、同農漁村対策部長という ほんらい民社党の組織づくり及び党勢拡張等の政治活動に従事すべき同党幹部の間 に授受されたものであることを考慮しても純然たるほんらいの政治活動のためのみ の資金であるとは考えられず、むしろ、総選挙においてHの当選を得しめるため、 すなわち選挙運動に関する資金とみるのが相当である。被告人B及び同Aの原審及 び当審における各供述等によつても右認定を左右すべきものとは考えられず、他に これを覆えすに足りる証拠はない。してみると原判決が一連の金銭の授受行為につ いて告示の前後によつて、それが政治活動に関するものであるか選挙運動に関する ものであるかを截然と区別し、その前に授受された分について、政治活動に関する ものである疑いが強いとして無罪の言渡をしたのは事実を誤認したものといわざる を得ない。

- (三) 被告人B及び同Aの捜査官に対する各自供の信用性について
- (1) 原判決は、右被告人らの捜査官に対する本件公訴事実にそう自供ことに、金員授受の趣旨に関する部分は、被告人らに拘束、追及に耐えられない身体的、心理的な特段の事情があつたとし、そのため被告人らは拘束を免れることを願うの余り取調官に迎合してなされた疑いが強いとして右自供の信用性を否定していることは検察官所論のとおりである。
- (2) 原判決が被告人らの自供の信用性を欠くとしたのは政治活動と選挙運動との区別の基準についての見解の相違にもその理由を求めているものの如くであるが、むしろ、被告人らが自らの釈放の一日も早からんことを願うの余り捜査官に合して自供したことすなわち自白者の内部的な心理過程にその要因のあることを重視しているものと考えられる。しかし、自供の信用性を判断するに当つては右の中理過程も重要な要因であることはいうまでもないけれども、それとともにその内容の合理性の有無もまたその要因をなすものと解せられるのである。ところで別に関する一般的見解には必ずした賛成に類いて自供の信用性を判断したところであるからもし原判決が示した見解に基づいて自供の信用性を判断したとすればその判断はすでに前提において誤りである。

はほど遠いものがあつて、真実性に乏しく、N信用組合に預金していたという政治活動の資金を告示の翌日全額引出した理由にも納得し難い点があり、さらに被告人Aは民社党西神戸支部を結成するために尽力したといいながら、同支部長には同被告人の県議選における後援者というだけで、政党員でもなく、また政治活動の経験もない、被告人Eを充てて支部を結成したかたちをとつたというだけで他の役員もない、被告人Eを充てて支部を結成したかたちをとつたというだけで他の役員も決められておらず、政党の下部組織としての実態はなく、固より何らの政治活動も行なわれていないことは他の関係証拠により明らかであること等、むしろ、被告人らの公判廷の供述には合理性に欠けるものが多く信用性が認められるのである。

(イ) 被告人 A は被告人 B の (自供) 調書が前に置いてをの調書のといる。 (自供) 調書が前に置いてをの調書のといる。 (自供) であるが、ないました。 は被告人のであるが、ないまででは、本件のでは、本件のでは、大きに、 () をは、 ()

(ロ) 被告人Bは主として当時の身体的事情を理由に取調官に迎合して虚偽の自供をしたというのであり、原判決もこれを重視してその自供の信用性に疑いがあるとするもののようである。しかし、そのために、捜査官から自供を強要された事実はなく、自己の供述どおりに調書が作成され決して捜査官が勝手に調書を作成したものでないことは同被告人の原審公判廷(第三六回公判)における証言により明らかなところであり、同被告人を取調べた司法警察員Cも原審公判廷(第五二回公

判)において、同被告人の病状を考慮して、医師の診断を求め、拘束に堪えられない。 い病状でないことを確認したうえで拘束の手続をとり、また取調に当つてはその病 状のことはもちろんであるが同被告人を個人的にも熟知し、かつ尊敬していたこと もあつて、その都度必ず、同被告人にその可否を質したのちその諒解を得て取調べ る等その健康状態には特に意を用い、被疑者扱いをしたことはなく、またそのよう な雰囲気ではなかつたし、同被告人の取調について、弁護人から特に注文ないし抗 議を受けた事実もない旨証言しているのである。このように同被告人の健康状態、 社会的地位について十分な配慮をして取調べをしていたことが認められ同被告人が 取調官に迎合して、敢て虚偽の(しかも自己に不利益な)供述をせざるを得ないほ どの苦痛を伴つていたとは思われない。もつとも、弁護人である原審証人奥村孝 は、当時右被告人に面会した際、その取調に当つていたP警部補から「Bさんが倒 れるか、認めるか、そういう段階だ」というふうなことを聞いた旨証言しているけ れども、それはただ捜査の進捗状況を端的に説明したに過ぎず、決して同被告人の 病状を無視して、自白を強要している趣旨の発言とは解せられないから右の発言があることを以て前記認定が左右されるものではない。

それのみならず、同被告人の捜査官に対する供述内容ことに同被告人でなければ 供述し得ないと思われることを供述しているほか、検察官指摘のように一部供述を 拒否している部分さえあることに徴し、それが捜査官に迎合して供述したものとは 認められない。

被告人B、同Aの捜査官に対する自供は以上に説示したとおりその内容 (5) の点においてもまた自供をするに至つた動機の点においても特別その信用性に疑い を抱かせるような事情は認められない。しかるに原判決は右被告人らの自供のう ち、検察官所論の昭和三五年一〇月上旬頃及び同月二七日頃の各一〇万円の授受の 点についてはその趣旨、目的の点及び自供の動機の点においてその信用性を疑わせ るものがあり、原審公判廷における弁解にむしろ信用性があるとして無罪の言渡し をしながらその余の同年一一月二日頃及び同月中旬頃の各一〇万円の授受の点につ いてはこれとは逆に各被告人の公判廷の弁解を排斥し、捜査官に対する自供を採つて以て有罪の言渡をしたのは、各被告人の一連の自供についてその一部は信用性あ りとし、他は信用性なしとするものでことに告示前に授受された金員についての自供は信用性なしとし、告示後のそれについての自供には信用性があるとしてこれを採用したものであつて、それ自体矛盾というのほかなく、右は採証を誤り、事実を 誤認したものといわざるを得ない。検察官の論旨は理由がある。

被告人Aに関する弁護人の控訴趣意中原判示第一の(三)の(1)、 (2) の事実について事実誤認を主張する部分について

論旨は、原判示の被告人Bから受取つた各金員は、その授受の趣旨、目的とも に、原判決が無罪とした同被告人との間に授受された他の金員と同様、政治活動に関するものであつて選挙運動に関するものでないのに、原判決は右金員の授受がH候補の立候補届出の日の後であつたことから、その一事をもつて、ことさら選挙運動に関するものと認定したのは事実の誤認であるというのである。

しかしながら、所論の各金員を含めて、被告人Aと同Bとの間に授受された各金 員についてはさきに検察官のこの点に関する控訴趣意に対する判断において詳細に 判示したとおり、いずれも、総選挙において、Hの当選を目的とした投票取纏等の 選挙運動のための資金とみるべきが相当であつて、弁護人所論のように単なる政治 活動に関する資金とは解せられないし、またこの点に関する被告人らの捜査官に対する各自供も信用性があり、弁護人所論にそう原審及び当審の各公判廷における被告人または証人としての各供述はたやすく信用できないのである。 したがつて原判決が弁護人所論の各金員の授受について、有罪の言渡をしたのは

正当であつて、右認定には所論のような事実誤認はない。論旨は理由がない。

四、 被告人Aに関する弁護人の控訴趣意中、原判示第一の(一)の(1)同第一の(二)の(2)の事実及び被告人Eに関する弁護人の控訴趣意中原判示第三の (一)の(1)(2)の事実についての各事実誤認の主張について

論旨は、原判示第一の(一)の(1)及びこれに対応する同第三の(一)の (1)金員は、昭和三五年一〇月一八日民社党の西神戸支部が結成された際、同支 部長に就任した被告人Eが支部結成準備のための費用を立替え支出していたのを党 県連が被告人Aを通じて被告人Eに弁償したものであり、また原判示第一の(二) の(2)及びこれに対応する同第三の(一)の(2)の金員は、党県連が被告人A を通じて党組織の整備拡充のための費用として被告人Eに届けられたものであつ て、いずれも選挙運動の費用等として授受されたものではない。原判決は右金員授 受の趣旨の点において事実誤認があるというのである。

しかしながら、原判決挙示の関係各証拠を総合すると、原判示第一の(一)の(1)、同(二)の(2)これらに対応する同第三の(一)の(1)(2)の各現金一万円はいずれも被告人Aが原判示のようなHのための投票取纏等の選挙運動の費用または資金の趣旨で被告人Eに授与し、同被告人もその趣旨を諒承のうえこれを受取つたことが認められる。被告人A及び同Eの原審公判廷における証人あるいは被告人としての各供述中所論にそう部分は他の関係証拠によつて認められる右金員の使途、ことにそれが保険料の支払あるいは後記認定の部落の選挙人に対する饗応接待の費用に充てられている事実等に徴し、たやすく信用できないし、他に所論のような事実誤認のあることをうかがわせる資料はない。論旨はいずれも理由がない。

五、 被告人Aに関する弁護人の控訴趣意中原判示第一の(一)の(2)の事実についての事実誤認の主張及び被告人Fに関する弁護人の控訴趣意について

論旨は、原判示第一の(一)の(2)及びこれに対応する同第八の金員が被告人 Eを介して同Aと同Fとの間に授受された事実はない。右被告人らの捜査官に対す る原判示事実にそう各自供は、いずれも捜査官に迎合していわゆる「供述を合せ て」なされたもので信用性はない。しかるに原判決が右各被告人の原審公判廷の供 述を排斥し捜査官に対する自供に基づいて原判示事実を認定したのは事実誤認であ るというのである。

六、 被告人Aに関する弁護人の控訴趣意中原判示第一の(二)の(1)についての事実誤認の主張について

論旨は、被告人AはGに対し従来から同人の発行していた新聞「世論タイムス」の購読料、広告料名義で経済的援助をしていたが原判示第一の(二)の(1)の金員もその趣旨で授与したものであり、決して選挙運動の報酬等として供与したものではない。原判決は右金員授受の趣旨の点において事実誤認があるというのである。

七、 以上の次第であるから被告人A同E、同Fの各控訴はいずれも理由がなく 刑事訴訟法三九六条によりこれを棄却すべきものであるが(但し被告人Aについて は後記のとおり検察官の控訴を理由ありとしてその有罪部分についても破棄すべき (当審において新たに認定する罪となるべき事実)

被告人B、両Aは、いずれも昭和三五年一一月二〇日施行の衆議院議員総選挙に際し、兵庫県第一区より立候補したHの選挙運動者であるが

第一被告人Bは右Hが同選挙に右選挙区から民社党公認候補として立候補する決意を有し党においてもそれが決定されていたところ同人に当選を得しめる目的をもつて、未だ立候補の届出のない

- (一) 同年一〇月上旬頃神戸市 a 区 b 町 c 丁目 d 番地民社党県連事務所で被告人Aに対し来るべき総選挙に立候補すべき右 H のため投票取纏等の選挙運動を依頼しそのための費用または資金の趣旨のもとに現金一〇万円を
- (二) 同年同月二七日頃同市同区e町f丁目g番地のh、M株式会社内で前同人に対し前同趣旨のもとに現金一〇万円を

それぞれ供与し以て立候補届出前の選挙運動をなし、

第二被告人Aは、同Bより同被告人が前記趣旨のもとに供与するものであることの情を知りながら

- (一) 同年同月上旬頃前記党県連事務所で現金一〇万円
- (二) 同年同月二七日頃前記M株式会社内で現金一〇万円の各供与を受けたものである。

(証拠の標目) (省略)

同第九の各事実

(法令の適用)

被告人Bの判示第一及び原判示第四の(一)の各所為中、金員供与の点は公職選挙法二二一条一項、一号に、事前運動の点は同法二三九条一号、一二九条に、原判示第四の(二)及び同第九の各所為は同法二二一条一項、一号(原判示第九の所為についてはなお刑法六〇条)に、原判示第四の(三)の所為は同法二二一条一項、三号、一号にそれぞれ該当するところ、判示第一、原判示第四の(一)の各所為はそれぞれ一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であるから刑法五四条一項前段、一〇条によりそれぞれ重い金員供与罪の刑を以て処断すべく、これらの罪及びその余の各罪の所定刑中いずれも懲役刑を選択し、以上は同法四五条前段の併合罪のあるから、同法四七条本文、一〇条により犯情の最も重いと認める判示第一の

と、原審相被告人及び被告人Eらの地位、その各犯行の規模、態様とを比較対照したうえでの刑の権衡その他諸般の事情にかんがみ被告人Bを懲役八月、被告人Aを懲役六月に処し、諸般の情状を斟酌し、本裁判確定の日から二年間右各刑の執行を猶予し、被告人Aが同Bから収受した四〇万円のうち、被告人E、同F、Gに供与 した計五万円を控除した三五万円はこれを没収することができないことが明らかであるから公職選挙法二二四条後段により被告人Aよりその価額を追徴し、原審にお ける訴訟費用中証人Cに支給した分の全部また証人Dに支給した分(但し昭和三九年三月一九日支給の分)の二分の一は刑事訴訟法一八一条一項本文により被告人B の負担とする。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡田退一 裁判官 瓦谷末雄 裁判官 藪田康雄)